

## 地域猫活動の進め方

### ①団体の登録・承認

- ※市に地域猫活動の団体登録を行い、市から団体登録承認が必要です。
- ※地域猫活動団体は鳥栖市在住で3人以上（同一世帯不可）であること。

### ②団会で話し合い、対象とする猫を決める



### ③対象地域の自治会へ説明

- ※えさやり・トイレの管理の役割を決め、自治会への説明・承認を得ること。
- ※実施計画書に自治会長に署名をもらう。

### ④補助金の交付申請を提出し、市から手術の承認を受ける

- 【補助額】不妊手術 1匹につき 20,000円
- 去勢手術 1匹につき 10,000円

### ⑤猫の不妊去勢手術を行うため、猫を捕獲（一時的に保護）

- ※鳥栖市の承認を受けた団体には、捕獲器を貸し出すことができます。
- ※飼い猫を誤って捕獲してしまわないよう、地域の方へ事前に周知しておきましょう。

#### 【保護するときのポイント】

- 捕獲器はエサ場近くの猫の安心できる場所（すみっこなど人目のないところに設置する。
- 捕獲器の下にペットシーツを敷いておき、捕獲後は捕獲器をタオルなどで覆い病院に搬入する。

### ⑥動物病院で不妊去勢手術

- ※手術済みの印として、動物病院で耳先をカットします。
- ※手術後の猫は、元いた場所に戻します。



### ⑦市に補助金の申請

## 手術後の管理

- えさ場を決めて、一定の時間にエサを与え、食べこぼしなどの清掃を行う
  - ※置きエサをしないことで、他の動物や新たな野良猫が住み着くのを防ぐことができます。
- トイレを設置し、トイレで排泄するようしつけ、トイレと周囲の清掃を行う

